

○旭川市地酒の普及の促進に関する条例

平成25年12月18日 条例第71号

旭川市地酒の普及の促進に関する条例

旭川市は、石狩川水系の豊かな伏流水と上川盆地の扇状地が育む良質の米に恵まれ、かつては、多くの酒蔵を擁し「北海の灘」と呼ばれた。その伝統は、今日、稲作農業の裾野を酒造好適米の生産にまで広げている。また、本市で生産された酒は、飲食店街の発展を促すとともに、海外にも輸出され日本文化に対する理解を深めることにつながっている。

ここに、市及び事業者がそれぞれの役割を担うとともに市民の協力をもって、地酒による乾杯の習慣を広めること等により地酒の普及を促進し、もって本市経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地酒の普及を促進し、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地酒」とは、市内において製造された清酒その他の酒類をいう。

(市の役割)

第3条 市は、地酒による乾杯の奨励その他の地酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 地酒の製造を業として行う者（以下「地酒製造業者」という。）は、地酒の普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 飲食店業、旅館業その他の酒類を扱う事業を営む者は、地酒の普及の促進に関する市の措置及び地酒製造業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、地酒の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。